

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令別記様式（第4条関係）

- (1) 加工品の原材料として用いられる米穀（(2)、(3)及び加工品であって、その普及により米穀の新用途への利用が促進されるものの原材料として用いられるものを除く。）



- (2) 米穀以外の穀物の加工品に代替して用いられる米穀粉の原材料として用いられる米穀



- (3) 飼料の原材料として用いられる米穀



- (4) (1) から (3) までの米穀以外のもの  
「輸出用」等その用途が明確に分かる表示

備考

- 1 大きさは、外円直径30～40ミリメートル、肉幅2～5ミリメートルとし、肉色は、青色又は緑色とする。
- 2 見やすい箇所への印刷、押印、シールの貼付その他の方法により、鮮明に付すものとする。